第五十条第一項第七号の七中「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が介在すること又は当該地域における農地の地下水位の状況に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な」を「行う」に改め、「農業用用排水施設」の下に「、農業用道路」を加え、「（田の田以外の農用地への地目変換の事業に限る。）若しくは」を「若しくは客土、」に改め、「暗渠排水」の下に「その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業」を、「事業（」の下に「次のいずれかに該当するものに限る。」を加え、同号に次のように加える。

イ　現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が介在すること又は当該地域における農地の地下水位の状況に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要なもの

ロ　農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するもの

第五十条第六項中「二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）」を「五ヘクタール」に改め、同項第一号中「変更」の下に「、区画整理、客土」を加え、同項第二号中「区画整理」を「農業用道路の新設若しくは変更」に改め、「客土その他の」を削り、「事業（」の下に「客土及び」を加える。

第五十条の二の二第二項第五号中「二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）」を「五ヘクタール」に改める。

第五十二条第一項中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二　法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第四号の三に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の五十に相当する額を超えず、かつ、その三分の一に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

第五十二条第四項の表第一項第一号の二の項の次に次のように加える。

第一項第一号の三	三分の一	百分の二十五

第五十二条第四項の表第一項第一号の三の項中「第一項第一号の三」を「第一項第一号の四」に改め、同条第五項の表第一項第一号の項の次に次のように加える。

第一項第一号の二	三分の一	百分の二十五

第五十二条の二第一項第一号中「前条第一項第一号の二」及び「同項第一号の二」を「前条第一項第一号の三」に改める。

第五十三条第二項中「第五十二条第一項第一号の二」を「第五十二条第一項第一号の三」に、「同項第一号の二」を「同項第一号の三」に改める。

第七十八条第五項中「同じ。）」の下に「、指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項に規定する指定棚田地域をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第六条第二項中「特定農山村地域」の下に「、指定棚田地域」を加える。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十一号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「十四万千三百六十円」を「十四万二千百七十円」に、「五万二千二百円」を「五万二千五百円」に、「四万八千六百五十円」を「四万八千九百三十円」に、「三万四千七百七十円」を「三万四千九百七十円」に、「一万七千四百四十円」を「一万七千五百四十円」に改める。

第十八条第一項中「七万三百円」を「七万三百六十円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千四百六十円」を「十万五千五百六十円」に、「二万二千百九十円」を「二万二千三百二十円」に改め、同項第二号中「二万二千百九十円」を「二万二千三百二十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（次項において「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第十八条の規定は、令和二年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第二号中「三万四千八百円」を「三万五千円」に改め、同項第三号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第四号中「三万四千八百円」を「三万五千円」に改める。